

(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書に対する勧告  
について

令和8年2月10日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：福島県郡山市湖南町赤津字西岐周辺  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：68, 800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年7月8日
環境大臣意見受理	令和3年9月16日
経済産業大臣意見発出	令和3年9月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年1月26日
住民意見の概要等受理	令和4年4月25日
福島県知事意見受理	令和4年7月25日
経済産業大臣勧告発出	令和4年9月21日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和7年5月23日
住民意見の概要等受理	令和7年8月12日
福島県知事意見受理	令和7年12月8日
環境大臣意見受理	令和7年12月19日
経済産業大臣勧告発出	令和8年2月10日

問合先：電力安全課 小西、木全  
電話：03-3501-1511（内線：4921）

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (3) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他事業による1か所の風力発電所が稼働中であるほか、複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、稼働中又は環境影響評価手続中の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で9dB増加する予測結果となっており、一部の地点で本事業者が参考とした環境基準値を超過する。また、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で11dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施及び建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、工事関係車両台数の低減、防音対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

## （2）水環境に対する影響

対象事業実施区域の下流河川には「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に準絶滅危惧として掲載されているトウホクサンショウウオ等の重要な両生類、魚類及び水生昆虫等の生息が確認されており、工事の実施に伴う水質及びこれらの生物への影響が懸念されることから、濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

また、工事中において、これらの生物の生息場所となる河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するための環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁水の流出等が確認された場合には、必要な環境保全措置を速やかに講ずること。

## （3）鳥類等及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカのほか、ハチクマ、ノスリ等の猛禽類の複数のペアの生息、営巣及び繁殖が確認されている。また、既設の風力発電設備の事後調査、死骸確認調査等においては、ハチクマの3件、ノスリの6件を含む鳥類について、バードストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。さらに、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているモリアブラコウモリの2件を含むコウモリ類について、バットストライクが原因と考えられる死骸が多数確認されている。これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 本事業は風力発電所のリプレース事業であることから、既設風力発電事業（以下「既設事業」という。）で実施した環境影響評価の内容及び希少種、生態系等の環境影響を検証した結果を含む既設事業を実施する中で得られた知見を踏まえ、設置する風力発電設備の環境影響の予測及び評価を実施し、必要に応じ環境保全措置を講ずること。

- イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突、移動の阻害等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をを行うこと。
- エ コウモリ類の風力発電設備への衝突等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバットストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、コウモリ類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、カットイン風速のさらなる引き上げ等の追加的な環境保全措置を検討すること。

#### (4) 景観に対する影響

フォトモンタージュの作成に当たっては、風力発電設備の具体的な色彩の検討を踏まえたものとすること。

また、対象事業実施区域内の郡山布引風の高原（VP-3）からの景観の影響予測及び評価に当たっては、主要な眺望点を山のスカイラインが見える1地点だけでなく、施設利用者が目にする他の地点も含めるとともに、設備の大型化に伴う見えの圧迫感が与える影響、景観資源の状況等の調査結果をまとめたうえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避し、又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適切になされているかを検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。